

輸出貿易管理令第11条の規定に基づく原子力関連貨物を輸出した者が報告すべき事項

通商産業省告示第153号 平成12年3月30日

最終改正 経済産業省告示第210号 平成29年9月15日

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第11条の規定に基づき、原子力関連貨物を輸出した者が報告すべき事項を次のように定め、平成12年1月1日以降に輸出通関したものから適用する。

原子力関連貨物(次に掲げる貨物に限る。)を輸出した者は、経済産業大臣の定めるところにより、輸出貨物名、輸出貨物の性質及び形状、輸出数量、仕向地、輸出通関年月日その他必要な事項を記載した報告書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書(以下「議定書」という。) 第二条a (vi) に規定する原料物質
- 二 議定書附属書IIに掲げる特定の設備及び資材